

資金循環統計「非金融部門の資金調達内訳表」の解説

1. 概要

資金循環統計「非金融部門の資金調達内訳表」¹は、様々な金融取引活動のうち、資金の最終的な取り手である国内非金融部門（非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）および海外部門の資金調達がどのようなルートを通じて行われたかという点を明らかにすることを主眼として、資金循環統計を再編成して作成した参考表である。

資金循環統計は、一国の金融の流れや金融資産・負債を包括的に示す統計であり、様々な情報を引き出すことが可能なように、一般的、汎用的かつ細分化された枠組みで作成されている。これに対して、この参考表は、最終的な資金需要者の資金調達の状況に焦点を絞り、その全体像や主要な内訳が簡便に読み取れるよう、原統計を組替えている。

なお、資金循環統計のフロー表、ストック表に対応する形で、この参考表もフロー計数とストック計数の2種類が作成される。計数は年度計数のみ作成され、公表は資金循環統計の年度計数の公表（速報は6月、確報は9月）と同時に行われる。現在の93SNAベースの資金循環統計に関しては、フロー計数は1980年度以降、ストック計数は1979年度末分以降の計数が利用可能である²。

2. 基本的枠組み（全体のイメージ）

この参考表の枠組みは、国内非金融部門、海外部門の資金調達がどのようなルートを経由して行われたかを示す形が採られている。この資金調達のルートは、

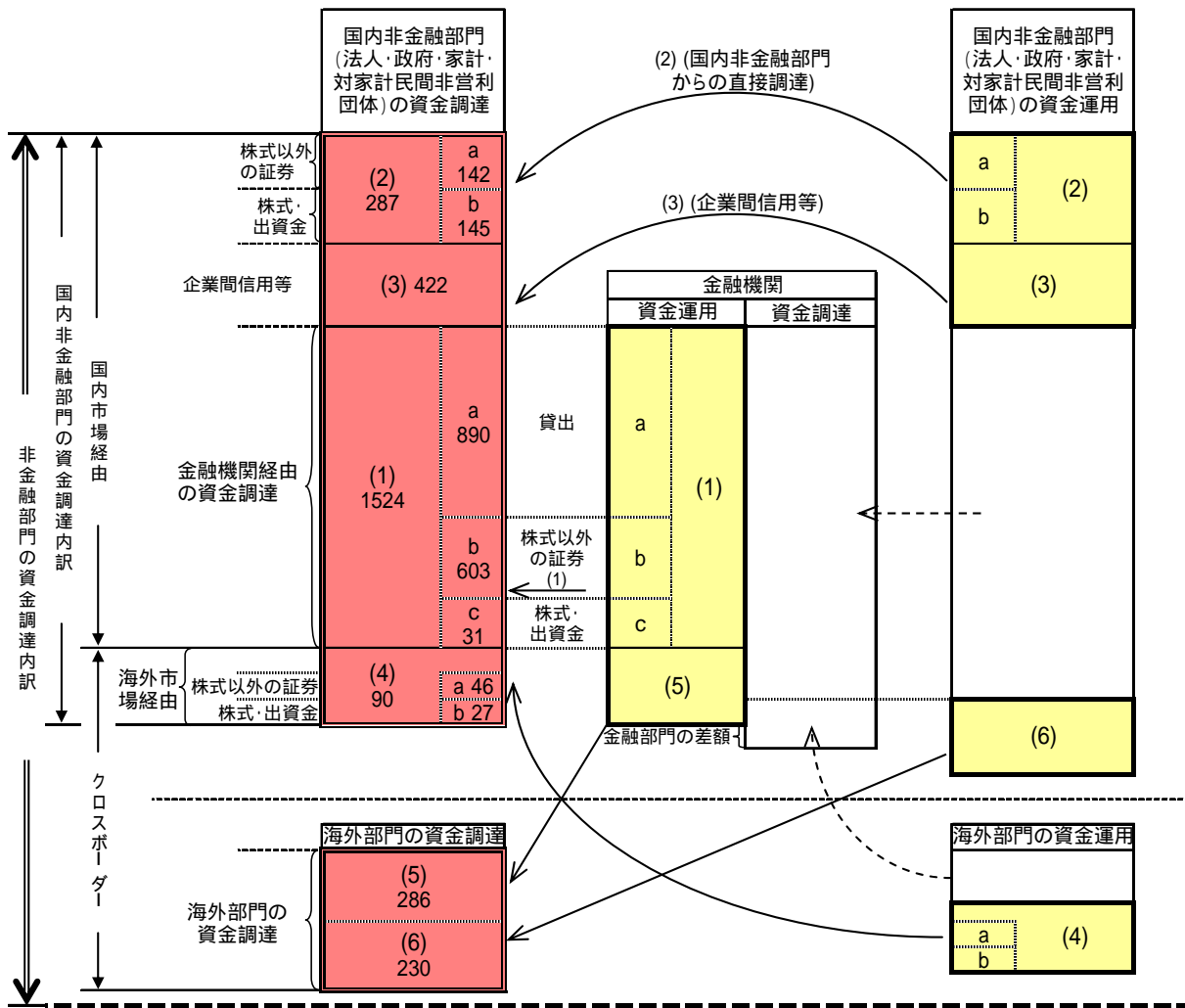
¹ 本件に関する問合せ先：調査統計局 金融統計担当（E-mail：post.rsd5@boj.or.jp）。なお、本稿は2002年9月に作成したものを、2007年6月の推計方法の見直しに伴いリバイスしたものである。

² なお、この参考表に類似した計数は、68SNAベースの資金循環統計の応用表「広義の金融市場の資金仲介」にも含まれており、1965年から1998年についての計数の利用が可能である（ただしフローの計数のみ）。

図表1のとおり、大きく6つに分けられる。

(図表1) 「非金融部門の資金調達内訳表」のイメージ図

「非金融部門の資金調達内訳表」のイメージ図



(注) 1. 図表上の計数は2005年度末の残高(単位:兆円)。金融機関経由の内訳は取引項目別。破線の部分や白抜きの部分は当参考表の対象外。
2. (3)企業間信用等には金融機関からの調達も一部含まれる。

具体的にみると、まず、国内非金融部門の資金調達(図表1左上の2重線で囲った部分)のルートとしては、(1)金融機関³の仲介活動(貸出のほか証券⁴運用の

³ 金融機関の概念については、統計毎に差異があるが、資金循環統計における金融機関は、「金融資産・負債を保有して金融仲介を主要業務とする機関(金融仲介機関)およびこれに密接に関連するサービスの提供を主要業務とする機関(非仲介型金融機関)」であり、他の金融統計(例えば預

形態を含む)を通じた資金調達である「金融機関経由」、(2)国内非金融部門からの調達のうち、株式以外の証券および株式・出資金⁵の形態による「国内非金融部門からの直接調達」、(3)国内部門(主として国内非金融部門)からの(1)、(2)以外の形態による資金調達である「企業間信用等」、(4)海外部門から行う資金調達(貸出、貿易信用等のほか証券の形態を含む)である「海外市場経由」がある。

一方、海外部門の資金調達(図表1左下の2重線で囲った部分)のルートとしては、(5)国内金融機関の仲介活動(貸出のほか証券の形態を含む)を通じた資金調達である「国内金融機関経由」、(6)国内非金融部門からの資金調達(貸出、貿易信用等のほか証券の形態を含む)による資金調達である「その他の国内からの調達」がある⁶。

さらに、各ルートについて、その動向の背景をより詳しく把握できるように、取引項目別もしくは部門別にいくつかの主要な内訳項目を設けている。図表1の例では、金融機関経由(同(1))は貸出(同(1)a)、株式以外の証券(同(1)b)、株式・出資金(同(1)c)に区分している。また、国内非金融部門からの直接調達(同(2))は、株式以外の証券(同(2)a)と株式・出資金(同(2)b)に区分している。

金者別預金統計の金融機関預金における金融機関など)の定義に比べて相当広い。

⁴ 資金循環統計における株式以外の証券、株式・出資金のことを指す(以下同じ)。

⁵ 株式以外の証券、株式・出資金の定義、範囲は資金循環統計と同じである。

⁶ 現実には、海外部門の海外部門からの資金調達も存在しているが、資金循環統計が、非居住者間取引(海外部門間)を記録の対象外としていることから、この参考表においても記録の対象とはしない。

(図表 2) 「非金融部門の資金調達内訳表」のイメージ図の補足説明

資金調達の内訳 (部門別、調達ルート別)		補 足 説 明	図表 1 と の対応
部 門 別	国内非金融部門の資金調達	非金融部門の資金調達の部門別(資金調達主体別) 内訳	(1) ~ (4)
	海外部門の資金調達		(5)+(6)
	非金融部門の資金調達合計		(1) ~ (6)
調 達 ル ー ト 別	国内非金融部門の資金調達	国内市場経由 + 海外市場経由	(1) ~ (4)
	国内市場経由	国内非金融部門の国内部門からの資金調達	(1) ~ (3)
	金融機関経由	国内非金融部門が金融機関の仲介活動を通じて行う資金調達	(1)
	取引項目別	取引項目別(資金仲介形態別)の内訳	(1)a
	貸出 株式以外の証券		(1)b
	株式・出資金		(1)c
	国内非金融部門からの 直接調達	国内非金融部門が国内非金融部門から株式以外の証券、株式・出資金の形態によって行う資金調達	(2)
	株式以外の証券	取引項目別(資金仲介形態別)の内訳	(2)a
	株式・出資金		(2)b
	企業間信用等	国内非金融部門が国内部門(主として国内非金融部門)から(1)、(2)以外の形態で行う資金調達	(3)
	海外市場経由	国内非金融部門が海外部門から行う資金調達	(4)
	海外部門の資金調達	海外部門が国内部門から行う資金調達	(5)+(6)
	国内金融機関経由	海外部門が国内金融機関から行う資金調達	(5)
その他の国内からの調達	海外部門が国内非金融部門から行う資金調達	(6)	
非金融部門の資金調達合計	上記(1)~(6)計	(1) ~ (6)	

3 . 各ルートの具体的内容

各ルートの具体的内容および内訳項目は以下のとおり(別添参照)。

(1)金融機関経由

国内非金融部門が金融機関の仲介活動を通じて資金調達(貸出のほか、証券保有の形態も含む)した金額を計上。

内訳項目として、取引項目別(資金仲介形態別)および部門別(資金仲介主体別)の区分を表示。

[取引項目別内訳について]

貸出(1)a、株式以外の証券(1)b、株式・出資金(1)c)に分類。株式以外の証券については、詳細内訳として公共債(1)ba)を表示。

[部門別内訳について]

中央銀行 (1d)、預金取扱機関 (1e)、保険・年金基金 (1f)、その他金融仲介機関 (1g) を表示⁷。このうち、その他金融仲介機関については、詳細内訳として証券投資信託 (1ga) を表示⁸。

金融機関について、民間金融機関か否かという観点から再編成し、民間金融機関計⁹ (1h) と非民間金融機関計 (1i) として区分。民間金融機関については、さらに取引項目別内訳 (貸出<(1)ha>、株式以外の証券<(1)hb>、株式・出資金<(1)hc>) も表示。

(2)国内非金融部門からの直接調達

国内非金融部門が国内非金融部門から株式以外の証券および株式・出資金の形態によって調達した金額を計上。

内訳項目として、株式以外の証券 (2)a、株式・出資金 (2)b の区分を表示。

[詳細内訳項目について]

各内訳項目毎に主な調達先 (非金融法人企業、一般政府、家計¹⁰) の区分を設けている (図表 3)。

(図表 3)

		図表 2 と対応	
国内非金融部門からの直接調達		(2)	
株式以外の証券		(2)a	
資金 調達先	うち非金融法人企業	(2)aa	
	うち一般政府	(2)ab	
	うち家計	(2)ac	
株式・出資金		(2)b	
資金 調達先	うち非金融法人企業	(2)ba	
	うち一般政府	(2)bb	
	うち家計	(2)bc	

⁷ 資金循環統計の部門別ではこのほかに非仲介型金融機関が設けられているが、相対的に小額であることから本参考表では内訳項目としての表示を省略。

⁸ 証券投資信託は、資金循環統計上、金融機関として位置付けられている。しかし、証券投資信託に対して資金を提供し、運用している者にとっては、収益リスク・リターンの中で、証券投資信託が介することによる緩衝の程度は他の金融機関 (例えば預金取扱機関等) に比べ、相対的に小さい。この点で、金融機関経由 (1) のうちでも、証券投資信託は国内非金融部門からの直接調達 (2) にやや近いものとして位置付けられることから、分析の際の利便性を考慮し、内訳を表示した。

⁹ 具体的に、民間金融機関には、銀行等、合同運用信託、民間生命保険会社、民間損害保険会社、共済保険、年金基金、証券投資信託、ノンバンク、ディーラーブローカー、非仲介型金融機関が含まれる。一方、非民間金融機関は、中央銀行、郵便貯金、民間生損保・共済保険以外の保険 (簡易保険等)、公的金融機関 (財政融資資金、政府系金融機関) が含まれる (ただし、民間損保を除く非生命保険の民間金融機関貸出は民間金融機関に含めている)。

¹⁰ 資金循環統計の部門別では、このほかに対家計非営利団体が設けられているが、小額であることから本参考表では内訳項目としての表示を省略。

(3)企業間信用等

国内非金融部門が、国内部門（主として国内非金融部門）から(1)、(2)以外の形態、つまり企業間信用、非金融部門貸出金、預け金等の形態で資金を調達した金額を計上。

(4)海外市場経由

国内非金融部門が海外部門から資金を調達（貸出、証券の形態のほか、すべての取引項目を含む）した金額を計上（クロスボーダーの資金調達）。

内訳項目として、株式以外の証券（(4)a）、株式・出資金（(4)b）の形態による資金調達を表示。

(5)海外部門の国内金融機関経由の資金調達

海外部門が国内金融機関の金融仲介活動を通じて資金を調達した金額を計上（クロスボーダーの資金調達）。

内訳項目として、対外証券投資（(5)a）の形態による資金調達を表示。

(6)海外部門のその他の国内からの資金調達

海外部門が国内非金融部門から資金を調達した金額を計上（クロスボーダーの資金調達）。

内訳項目として、対外証券投資（(6)a）、対外直接投資（(6)b）の形態による資金調達を表示。

4．利用方法と留意点

(1)利用方法

この参考表は、最終的な資金の取り手である非金融部門の資金調達面に着目し、資金調達がどのようなルートや形態を通じて行われたかを示したものであり、この表を利用することによって、マクロ的な観点から資金の最終需要者の資金調達やその構造についての状況を把握することが可能となる。

具体的には、国内非金融部門の主たる調達ルートである「(1)金融機関経由」をみることで、国内非金融部門が金融機関を通じてどれくらいの資金を調達しているかがわかる。さらに、取引項目別の内訳（(1)a～(1)c）をみることで、それが貸出によってなされているのか、証券の取得という形態によってなされているかがわかる。一方、部門別内訳（(1)d～g、(1)h～i）をみると、どのような金融機関

(預金取扱機関か保険・年金基金か、あるいは民間金融機関か非民間金融機関か)からの調達によるものか、ということが把握できる。

「(2)国内非金融部門からの直接調達」をみると、国内非金融部門が(金融機関の仲介活動を経由しないで)国内非金融部門から、株式以外の証券、株式・出資金の形態(2の場合)で資金を調達しているかが分かる。さらに株式以外の証券と、株式・出資金の形態の別に、いずれの部門からの資金調達であるかが把握できるようになっている。「(3)企業間信用等」では、企業間・貿易信用や非金融部門貸出等、(1)、(2)以外の国内部門(主として国内非金融部門)からの調達の動きを捉えることができる。また、「(4)海外市場経由」、「海外部門の資金調達」(5および6)は、それぞれ、国内非金融部門の海外部門からの資金調達、海外部門の国内部門からの資金調達を表しており、ここからは、クロスボーダーでの資金の動きを捉えることができる。

このような、資金調達ルート毎にその動向を読み取る方法のほかに、各ルートが、全体(=非金融部門の資金調達合計)に占めるウエイトを算出したり、各ルートのボリュームを比較することで、金融構造の大まかな状況を簡便に把握することが可能である。また、そうした計数を時系列で追っていくことによって、構造が変化する様子を読み取ることもできる。

(2) 利用上の留意点

統計精度

この参考表は、極く一部の例外(銀行への公的資金注入額等)を除き、資金循環統計における公表計数(参考計数を含む)を使用しており、参考表への再編、組替えが困難な部分については、一定の仮定を置いたり、簡便な推計方法(機械的な比率按分等)を使って計数を作成している。

「金融機関経由」における金融機関の範囲

ここでの金融機関は、資金循環統計における金融機関の概念と同一であるが、そもそも資金循環統計の金融機関は、他の諸統計や一般的な用語の用法に比べて、範囲が相当広い。具体的には、資金循環統計は、金融機関について、金融仲介等の活動を主として行う機関と定義し、金融業を営む機関のほか、国の特別会計(財政融資資金等)や社会福祉団体(厚生年金基金等)を含んでいる。

このため、この表における「金融機関経由」というルートの概念も、一般の捉え方に比べて広い範囲のものを含んでいる。

「国内非金融部門からの直接調達」における証券の範囲

ここでいう直接調達とは、株式以外の証券、株式・出資金を通じて行われる資金調達のうち、国内非金融部門間で直接行われるものを指し、金融機関が証券運用によって行うものは含まれない¹¹（金融機関の証券運用によるものは「金融機関経由」に含まれる）。

5．作成方法の概要

（1）基本的な考え方

この参考表は、原則として、資金循環統計の公表計数（含む参考計数）を利用して作成している。

大まかな作成方法を説明すると、まず、取引項目の性質等から、資金ルート（いずれの部門間の取引か）を特定できる場合は、その計数をそのまま引用あるいは加工計算に用いる。

例えば、国内非金融部門（負債サイド）の民間金融機関貸出の金額は、民間金融機関が国内非金融部門に対して貸出した金額を示しているため、これを参考表の金融機関経由の金額にそのまま含める。

一方、こうした特定が困難な場合は、一定の仮定を置くことによって、資金ルートを特定するとともに、その推計値を算出する。

例えば、金融機関の保有する事業債の中には、国内非金融部門発行分と金融機関発行分が含まれているが、両者を公表資料で区別することは困難である。したがって、金融機関が発行する事業債はすべて金融機関が保有していると仮定し、金融機関保有の事業債から同発行額を差し引いた金額を算出し、これを金融機関が取得した国内非金融部門発行业債の金額の推計値として、金融機関経由の金額に含める。

ストック計数については、参考計数として簿価・額面金額ベースの計数が作成されている取引項目（民間金融機関貸出、株式以外の証券、株式・出資金）に関しては、こちらのベースの計数を用いている¹²。なお、各取引項目毎に、額面（あるいは簿価）ベースの総額のみ把握可能だが、各部門の保有額等が不明な場合は、

¹¹ 証券市場を通じた資金調達に関しては、「法人の資金調達面における直接調達」という概念があるが、この概念は、一般的に、法人による債券市場や株式市場を通じた調達を指し、金融機関の証券運用によるものが除かれることはない。

¹² この参考表は、国内非金融部門・海外部門の資金調達面に着目した分析枠組みであるため、ストック計数は、同部門の外部資金調達額（ネットベース）の既往累積額に近い簿価ないし額面ベースの計数を用いている。

時価ベースの保有額割合と同じであるとの仮定を置いて、推計している。

(2) 資金調達ルート毎の作成方法

(国内非金融部門の資金調達)

(1) 金融機関経由

[貸出(1)a]

国内非金融部門(負債サイド)の民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金、割賦債権から、公的非金融法人(資産サイド)の割賦債権を控除した額を計上(民間金融機関貸出のストック計数は簿価ベース¹³の計数を使用)。

[株式以外の証券(1)b]

金融機関(資産サイド)の株式以外の証券から、金融機関(資産サイド)¹⁴の金融債、投資信託受益証券、信託受益権、債権流動化関連商品、抵当証券、および、金融機関(負債サイド)¹⁵の政府短期証券、国債・財融債の一部¹⁶、政府関係機関債、事業債、居住者発行外債、CPを控除した額を計上。ストック計数は、額面ベースの計数を使用している。

[うち公共債(1)ba]

金融機関(資産サイド)の政府短期証券、国債・財融債¹⁷、地方債、政府関係機関債¹⁸の合計値を計上。

[株式・出資金(1)c]

金融機関(資産サイド)の株式・出資金から、金融機関発行分として推計した額¹⁹を控除したものを、国内非金融部門の発行分の額として計上する。

¹³ 個別貸倒引当金を控除する前のベース。

¹⁴ 投資信託受益証券以外はいずれも非金融部門の資金調達手段ではないため(投資信託受益証券による民間非金融法人の調達は、国内非金融部門経由であると仮定している)。

¹⁵ 金融機関が発行した上記債券(負債サイドに計上)を控除した分が国内非金融部門による発行(調達)分であると仮定。これは金融機関が発行した上記債券はすべて金融機関が保有していると仮定していることを意味する(ただし、国債・財融債は一部例外あり、後述脚注16参照)。

¹⁶ 金融機関(負債サイド)の政府短期証券、国債・財融債は、財政融資資金(金融機関に含まれる)が発行したもの。金融機関が発行した上記債券と同様、原則、これらも金融機関が取得したものとしてここでの控除の対象に含める(脚注15参照)が、年金積立金管理運用独立行政法人(旧年金資金運用基金、一般政府に含まれる)が取得した財融債については控除の対象には含めない。

¹⁷ 国債・財融債については、財融債(財政融資資金の発行分)のうちの金融機関取得分(すなわち年金積立金管理運用独立行政法人取得分以外)を控除(脚注16参照)。

¹⁸ 政府関係機関債についてはネット保有額。

¹⁹ 金融機関が保有する株式・出資金のうちの金融機関発行分は以下の合計。

整理回収機構が公的資本注入に伴って取得した分

金融持株会社とその発足に際して取得した子会社株式

金融機関(負債サイド)が発行する株式・出資金(ただし、を除外)のうち、各部門がそれぞれの株式・出資金保有額に比例して保有していると仮定して推計した金融機関保有分

ストック計数は、簿価ベースの計数を使用している²⁰。

[金融機関の部門別内訳、民間・非民間金融機関別内訳) (1)d ~ f、(1)g ~ h]

金融機関の内訳部門毎に上記と同様の方法により算出。なお、株式以外の証券に関しては、資産保有額から控除している金融機関発行分について、各証券ごとに金融機関部門全体の資産保有額に対する金融機関発行分の割合と同じ比率であると仮定している²¹。また、貸出に関しては、詳細資金循環(< 参考計数 > 金融仲介機関の部門別貸出残高) の計数を利用 (民間金融機関貸出のストック計数については簿価ベースを使用) 。

(2) 国内非金融部門からの直接調達

[株式以外の証券(2)a]

国内非金融部門(資産サイド)の株式以外の証券から、国内非金融部門(資産サイド)の国債・財融債の一部²²、金融債、投資信託受益証券の一部²³、信託受益権、債権流動化関連商品、抵当証券を控除した額を計上²⁴。ストック計数は、額面ベースの計数を使用している。

[株式・出資金(2)b]

国内非金融部門(資産サイド)の株式・出資金から、国内非金融部門(資産サイド)の株式・出資金のうち金融機関発行分(推計値)を控除したものを、国内非金融部門の発行分の額として計上する。ストック計数は、簿価ベースの計数を使用している²⁵。

(3) 企業間信用等

[企業間・貿易信用]

²⁰ 推計の過程では、各部門の簿価ベースの保有残高の計数が必要であるが、これについては、株式・出資金全体(一般政府の保有出資金<資産サイド>の部分を除く)の簿価残高と時価残高の比率を、時価ベースの保有額に乗じることで算出している。一般政府保有の出資金(資産サイド)については、別途推計した簿価の値を用い、これ以外の部分について簿価残高と時価残高の比率を用いた計算を行っている。

²¹ ただし、国債・財融債の金融機関発行分については、別途郵便貯金および簡易保険の財融債取得分を推計し、それぞれ預金取扱機関、保険・年金基金の資産保有額から控除したうえで、各内訳部門がそれぞれの国債・財融債保有額に比例して保有していると仮定している。

²² 財融債は財政融資資金(金融機関に含まれる)の資金調達手段であるため、年金積立金管理運用独立行政法人(一般政府に含まれる)の財融債取得分をここでの控除の対象とする。なお、これ以外の財融債はすべて金融機関が取得し、国内非金融部門は取得していないと仮定している(脚注15、16参照)。

²³ 民間非金融法人の負債分(不動産投資信託分)は、全額国内非金融部門(家計)から調達したものと仮定している。

²⁴ いずれも非金融部門の資金調達手段ではないため。

²⁵ (1)金融機関経由の[株式・出資金(1)c]と同様の方法で算出。

国内非金融部門（負債サイド）の企業間・貿易信用から海外部門、金融機関（資産サイド）の企業間・貿易信用を控除した額を計上²⁶。

[非金融部門貸出金]

国内非金融部門（負債サイド）の非金融部門貸出金から、海外からの非金融部門貸出金（(4)海外市場経由の[非金融部門貸出金]において算出＜後述＞）を控除した額を計上。

[預け金]

国内非金融部門（負債サイド）の預け金を全額計上。

[その他]

国内非金融部門（負債サイド）の未収・未払金等のその他の項目を計上。

(4) 海外市場経由

非金融部門貸出金、株式以外の証券、株式・出資金、その他を合算した額を計上。

[非金融部門貸出金]

海外部門（資産サイド）の非金融部門貸出金から金融機関（負債サイド）の非金融部門貸出金を控除した額を計上。

[株式以外の証券(4)a]

海外部門（資産サイド）の株式以外の証券から、海外部門（資産サイド）の金融債、債権流動化関連商品を控除した額を計上。

[株式・出資金(4)b]

海外部門（資産サイド）の株式・出資金から、海外部門（資産サイド）の株式・出資金のうち金融機関発行分（推計値）を控除したものを、国内非金融部門の発行分の額として計上する。なお、株式・出資金のストック計数は、簿価ベースの計数を使用している²⁷。

[その他（貿易信用等）]

国内非金融部門（負債サイド）のその他対外債権債務と海外部門（資産サイド）の企業間・貿易信用の合算値を計上²⁸。

²⁶ 海外部門と金融機関部門の資産サイドは、全て国内非金融部門と取引していると仮定している。

²⁷ (1)金融機関経由の[株式・出資金(1)c]と同様の方法で算出。

²⁸ 海外の企業間・貿易信用は、全て国内非金融部門向けと仮定していることとなる。

(海外部門の資金調達)

(5) 国内金融機関経由

金融機関（資産サイド）の対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務（除く金・SDR）と海外部門（負債サイド）の現金・預金、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金、割賦債権、現先・債券貸借取引、金融派生商品、未収・未払金を合算した額を計上。

(6) その他の国内からの調達

国内非金融部門（資産サイド）の対外直接投資、対外証券投資、その他対外債権債務（除く金・SDR）と海外部門（負債サイド）の非金融部門貸出金、企業間・貿易信用を合算した額を計上。

以 上

(別添)

「非金融部門の資金調達内訳表」¹の項目内容

項目	記号	内容
部門別内訳	国内非金融部門の資金調達	非金融部門の資金調達の部門別(資金調達主体別)内訳
	非金融法人企業	
	一般政府	
	家計	
	対家計民間非営利団体	
	海外部門の資金調達	
非金融部門の資金調達合計		
調達ルート別内訳	国内非金融部門の資金調達	国内市場経由 + 海外市場経由 (1)+(2)+(3)+(4)
	国内市場経由	国内非金融部門の国内部門からの資金調達 (1)+(2)+(3)
	金融機関経由	(1) 国内非金融部門が金融機関の仲介活動を通じて行う資金調達
	取引項目別	
	貸出	(1)a
	株式以外の証券	(1)b
	うち公共債 ²	(1)ba
	株式・出資金	(1)c
	うち中央銀行	(1)d
	うち預金取扱機関	(1)e
	うち保険・年金基金	(1)f
	うちその他金融仲介機関	(1)g
	うち証券投資信託	(1)ga
	民間金融機関計 ³	(1)h
	(貸出)	(1)ha
	(株式以外の証券)	(1)hb
	(株式・出資金)	(1)hc
	非民間金融機関計 ⁴	(1)i
	国内非金融部門からの直接調達	(2) 国内非金融部門が国内非金融部門から株式以外の証券あるいは株式・出資金の形態によって行う資金調達
	取引項目別	
	株式以外の証券	(2)a
	うち非金融法人企業	(2)aa
	うち一般政府	(2)ab
うち家計	(2)ac	
株式・出資金	(2)b	
うち非金融法人企業	(2)ba	
うち一般政府	(2)bb	
うち家計	(2)bc	
企業間信用等	(3) 国内非金融部門が国内部門(主として国内非金融部門)から(1)、(2)以外の形態で行う資金調達	
海外市場経由	(4) 国内非金融部門が海外部門から行う資金調達	
取引項目別		
株式以外の証券	(4)a	
株式・出資金	(4)b	
海外部門の資金調達	(5)+(6) 海外部門が国内部門から行う資金調達	
国内金融機関経由	(5) 海外部門が国内金融機関から行う資金調達	
うち対外証券投資	(5)a	
その他の国内からの調達	(6) 海外部門が国内非金融部門から行う資金調達	
うち対外証券投資	(6)a	
うち対外直接投資	(6)b	
非金融部門の資金調達合計		上記(1)~(6)計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)

(注) 1. 残高(ストック計数)は、簿価あるいは額面ベースの計数。

2. 公共債は、政府短期証券、国債・財融債、地方債、政府関係機関債の合計。

3. 民間金融機関計は、銀行等、合同運用信託、民間生命保険会社、民間損害保険会社、共済保険、年金基金、証券投資信託、ノンバンク、ディーラー・ブローカー、単独運用信託、非仲介型金融機関の合計。

4. 非民間金融機関計は、中央銀行、郵便貯金、民間生損保・共済保険以外の保険(簡易保険等)、公的金融機関(財政融資資金、政府系金融機関)の合計。(ただし、民間損保を除く非生命保険の民間金融機関貸出は民間金融機関に含めている。)